

1 森林の主要樹種の立木の評価

立木評価の一層の適正化を図る観点から、森林の主要樹種の立木の評価方法の一部を次のとおり改正した。

- 1 木材市場へ出すと有価となり始める立木の樹齢である切替樹齢の年数を改めた。
- 2 標準伐期を後ろ倒しした。
- 3 標準伐期を超え標準伐期の2倍の樹齢までの立木の評価に適用する利率を改めた。
- 4 評価通達の別表2「主要樹種の森林の立木の標準価額表等」における各種金額を改めた。
(評価通達 115、116、120、別表2＝改正)

1 従来 of 取扱い

- (1) 木材市場へ出すと有価となり始める立木の樹齢を切替樹齢(m年)とし、杉は39年、ひのきは32年と定めている。
- (2) 標準伐期は主要林業地帯ごとに定め、杉が50年から60年、ひのきが60年から65年の間で標準伐期を定めている。
- (3) 標準伐期を超え標準伐期の2倍の樹齢までの立木の価額は、標準伐期の標準価額を基とし、その樹齢に応ずる年2%の利率による複利終価の額を基として定めている。
- (4) 評価通達の別表2「主要樹種の森林の立木の標準価額表等」では、「1 樹齢1年以下の森林の立木の標準価額表」、「2 樹齢1年を超えm年未満の森林の立木の標準価額を計算する場合の『C』の金額表」、「3 樹齢1年を超えm年未満の森林の立木の標準価額を計算する場合の『補助金相当額』の金額表」、「4 樹齢1年を超えm年未満の森林の立木の標準価額を計算する場合の『標準伐期の標準価額』の金額表」、「5 樹齢m年の森林の立木の標準価額表」及び「6 標準伐期にある森林の立木の標準価額表」を定めている。

2 通達改正の概要

近年の林業を取り巻く環境の変化を踏まえ、切替樹齢、標準伐期及び植林費等の実態を調べるなどして、立木評価の一層の適正化を図った。

(1) 切替樹齢

切替樹齢(m年)について、市場価逆算価格を基に算定し、杉は37年、ひのきは33年に改めた。

(2) 標準伐期

木材の需給状況等により、全国的に標準伐期が長期化している実態を踏まえ、杉及びひのきの標準伐期を後ろ倒しした。

(3) 適用利率

標準伐期を超え標準伐期の2倍の樹齢までの立木の評価に適用する利率について、売買実例を基に算定し、年1.5%に改めた。

(4) 別表2の各種金額

植林費、育林費及び補助金等の実態を調べるなどして、別表2(「6 標準伐期にある森林の立木の標準価額表」を除く。)の杉及びひのきの各種金額を改めた。